

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
	1 森林整備の現状と課題	P1
	2 森林整備の基本方針	P1
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	P3
II	森林の整備に関する事項	
第 1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
	1 樹種別の立木の標準伐期齢	P3
	2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P3
	3 その他必要な事項	P4
第 2	造林に関する事項	
	1 人工造林に関する事項	P4
	2 天然更新に関する事項	P6
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P7
	4 森林法 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準	P7
	5 その他必要な事項	P7
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P7
	2 保育の作業種別の標準的な方法	P8
	3 その他間伐及び保育の基準	P8
	4 その他必要な事項	P9
第 4	公益的機能別施業森林の整備等に関する事項	
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	P9
	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における森林施業の方法	P11
	3 その他必要な事項	P12
第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	P12
	2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	P12
	3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	P12
	4 森林経営管理制度に関する事項	P13
	5 その他必要な事項	P13
第 6	森林の施業の共同化の促進に関する事項	
	1 森林施業の共同化の促進に関する方針	P13
	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P13
	3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P13
	4 その他必要な事項	P13

